

三戸町告示第9号

三戸都市計画下水道事業の事業計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、三戸都市計画下水道事業の事業計画の変更が認可されたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、当該都市計画の図書を事業施行期間の終了の日（三戸町庁舎管理規則第5条第1項の開扉時間以外の時間を除く。）まで、三戸町役場建設課において公衆の縦覧に供する。

令和3年3月26日

三戸町長 松尾和彦



- 1 都市計画事業の種類及び名称
三戸都市計画下水道事業（三戸町公共下水道）
- 2 施行者の名称
三戸町
- 3 事務所の所在地
青森県三戸郡三戸町大字在府小路町43
- 4 事業地
変更なし
- 5 事業施行期間
自 平成17年 6月 1日
至 令和 8年 3月31日